

主な施策の方向性について

エコアップ宣言の普及・対象拡大	1
努力義務型排出量取引制度について	2
建築物環境配慮計画書制度の概要	8
自動車対策の概要	9
省エネ家電の普及	10

エコアップ宣言の普及・対象拡大

事業者単位へも対象拡大(フランチャイズ事業者も対象に)

【現 行】 フランチャイズチェーン店、ガソリンスタンド、金融機関、スーパー等の事業所は、
ほぼすべてが対象外

↓
【拡大後】 エネルギー使用量の合計量が一定以上の事業者は対象に

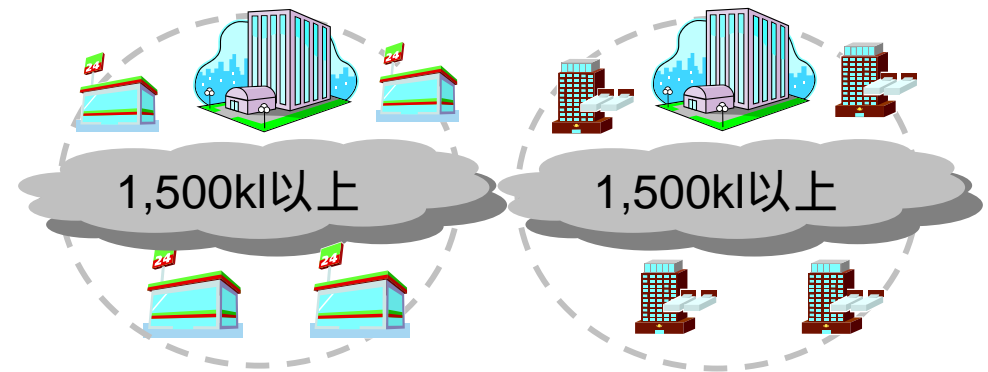
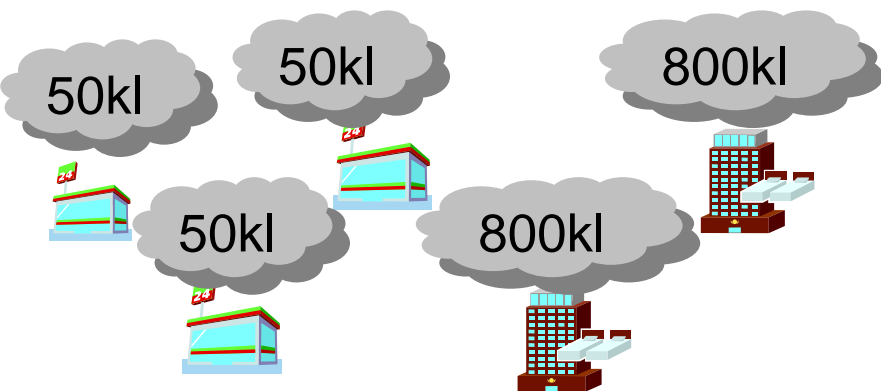
【現行】

【拡大後】

1事業所: 1,500原油換算kl未満 は対象外

対象拡大

事業者単位で1,500原油換算kl以上の事業者



1,500kl以上の事業所
店舗面積10,000m²以上

は引き続き対象

努力義務型排出量取引制度について

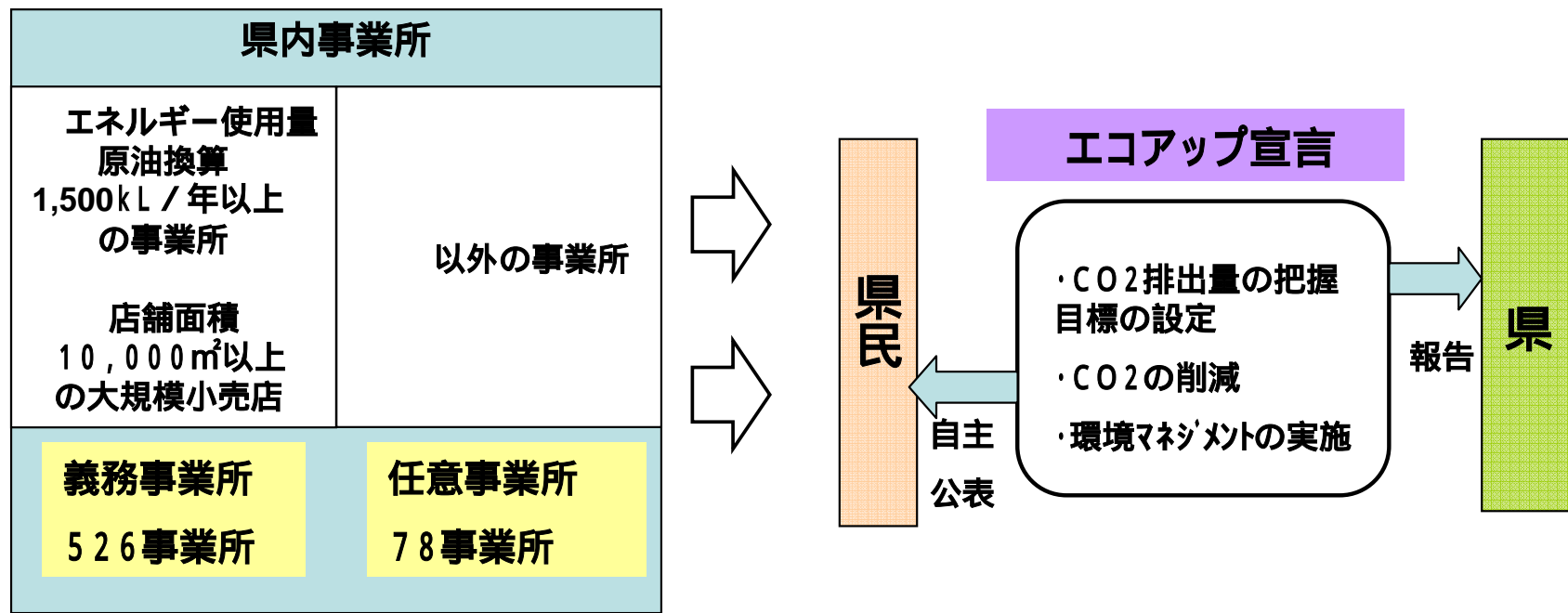
エコアップ宣言

生活環境保全条例に基づく**排出量報告制度**。

事業者は、自ら目標を設定し削減を進め、その結果を県に報告するとともに、自ら公表する。

エコアップ宣言事業所のCO₂排出量(H18)は、1,127万トンで、**産業・業務・工業プロセス部門の約53%、県全体の約27%を占める。**(対H16比)

これまでの実績では、一定の削減効果が発揮されてきたが、最近では、**生産量の増大などの影響からCO₂排出量は増加傾向にある。**

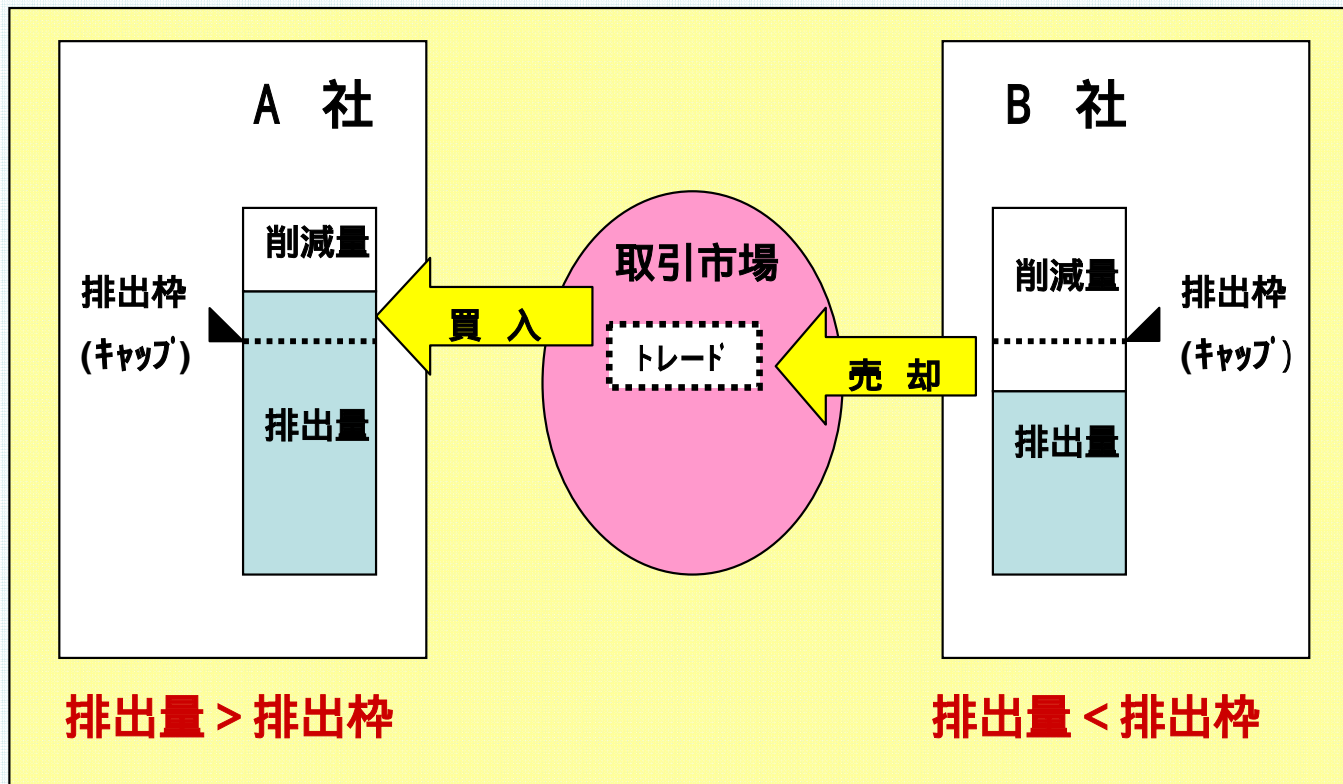


こうした状況を踏まえ、エネルギー多量使用企業に対する新たな対策として、
本県における排出量取引制度の導入について検討する。

(参考) 排出量取引制度(C & T(キャップ&トレード))

企業のCO₂排出量の削減を図るため、**排出枠(キャップ)**を割り当て、**排出量が排出枠を超える企業は排出枠に満たない企業から、取引市場などを通して排出枠の売買移転(トレード)を行うことができる制度。**

市場原理により、削減の経済的効率がよい企業や部門での削減が進むため、**削減費用総体の最少化が図れる。**



(国と国の場合)

京都メカニズムとして次のような制度などが認められている。

クリーン開発メカニズム(CDM)

削減義務のある国が義務のない途上国で削減対策を実施し、その分を排出枠として取得する仕組み

排出量取引制度 これまでの導入等の状況

1 EU域内排出量取引制度

- ・現存する唯一の義務型C & T制度(2005年1月から開始)
- ・義務違反のペナルティは、課徴金と不足分排出枠を次年に償却する義務
- ・排出枠は、大半は企業の過去の排出実績によって無償で配分(グラントファザリング)、一部は競売で有償配分(オークション)

2 東京都・排出量取引制度

- ・都内企業に対する義務型C & T制度
- ・2010年からの導入を目指し、6月都議会で改正条例成立

3 環境省・自主参加型排出量取引制度

- ・環境省が企業の参加を募り実施しているモデル事業(2005年4月から開始)
- ・補助金をインセンティブに企業が自主的に削減目標を定め、目標達成のため参加企業間での排出量取引を導入する仕組み(第1、2期 削減参加企業 89社、取引のみ参加企業 19社)

4 国内排出量取引制度の試行

- ・「福田ビジョン」において今年秋からの試行を明言

検討のたたき台：努力義務型排出量取引制度

県は、地球温暖化対策の強化の一環として、排出量取引制度の構築について検討を行う。埼玉県としては、「削減義務 = 罰則型」の制度ではなく、次のような「努力義務型」の排出量取引制度を念頭に検討を進める。

1 対象事業所 現在のエコアップ宣言の義務対象事業所

2 努力義務型の制度イメージ

県は各事業所毎に二酸化炭素の排出削減目標を提示するとともに、達成状況について公表する。

目標数値はできるだけ広域的にルール化し設定

事業所は、自らの削減実績に応じて、排出量取引を行うことができる。（事業所の任意）

排出量取引については、広域的に行うことが望ましい

県は、事業所に対して、省エネ設備の導入支援策を用意する。

ただし、支援を受けた事業所は、排出量取引を活用するなどして、必ず削減目標を達成しなければならない制度とする。

3 本制度導入の意義

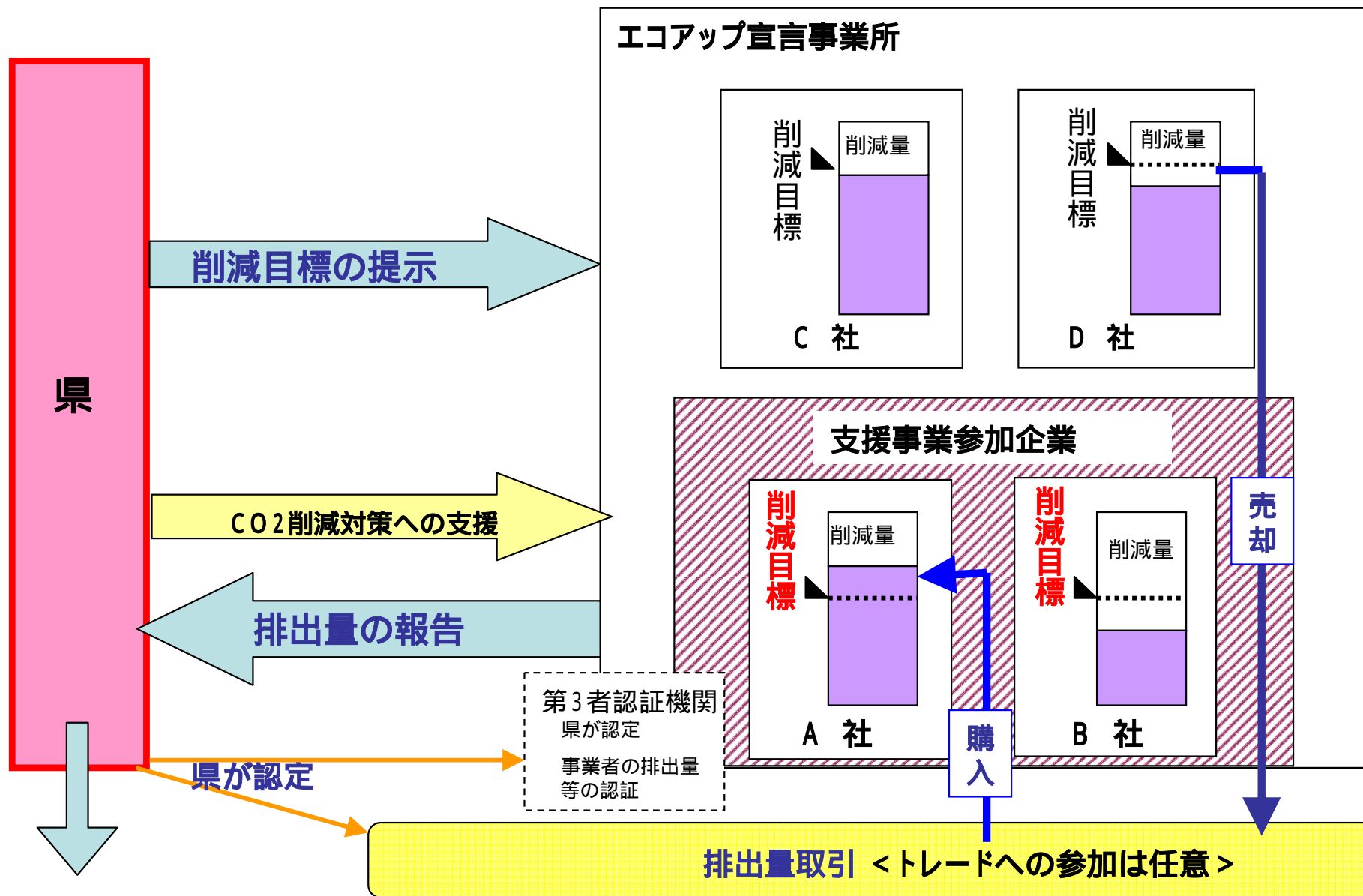
目標と達成状況を公表することで、確実な排出量削減が担保される。

適切なCO₂規制は環境改善に必要な技術革新を一気に推し進め、経済活性化の原動力になる。

企業にとって、将来、国が本格的に導入すると見込まれる排出量取引制度にいち早く参加することができるとともに、希望により県の支援を受けて削減を進めることができる。

東京都と広域的な連携を行うことによって、わが国における排出量取引制度を先導することができる。

努力義務型排出量取引制度のイメージ

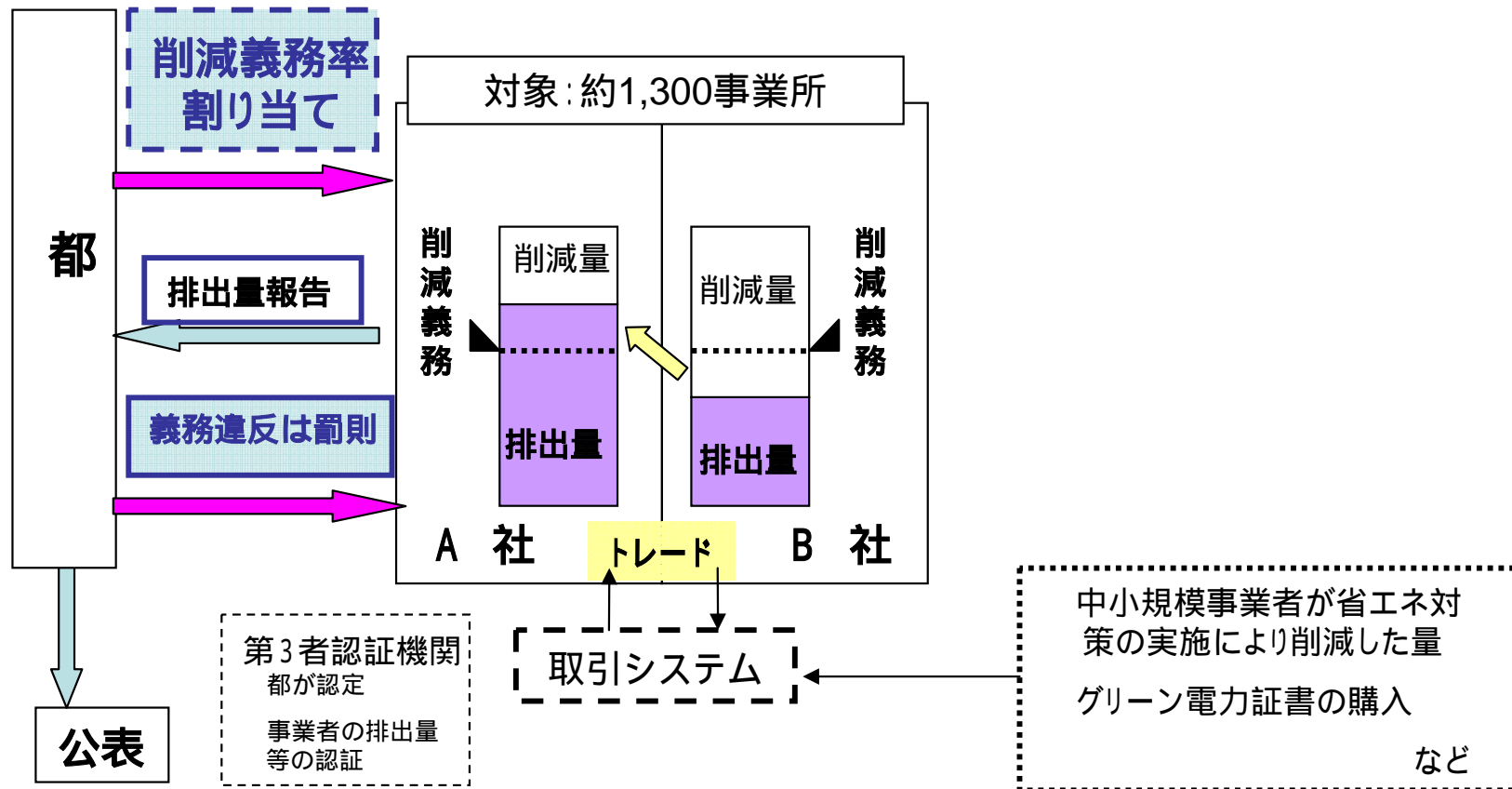


削減目標の設定、認証方法、排出量の取引などについては、東京都と制度インフラを共通化する方向で今後調整。

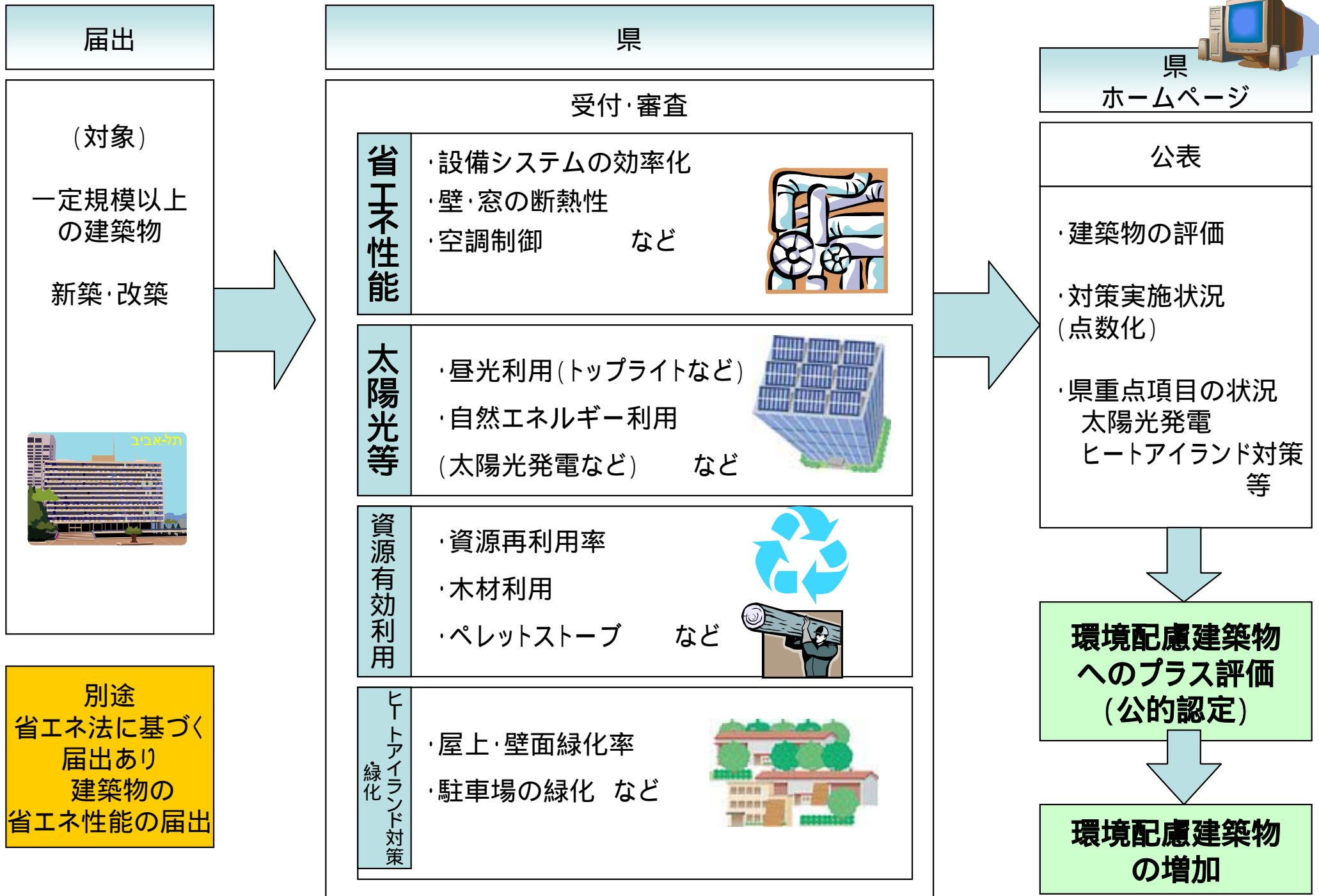
東京都の排出量取引制度のイメージ

都環境確保条例(H20.6 改正)で規定

義務型C & T (義務と罰則) H22年開始予定



建築物環境配慮計画書制度(案)の概要



自動車対策の概要

自動車からのCO₂排出量のうち

- ・業態別では65%が事業系、35%が家庭系
- ・タイプ別では64%が乗用車、35%が貨物車、1%がバス

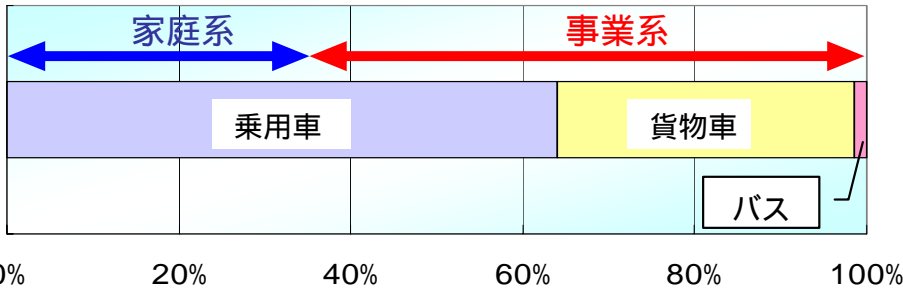
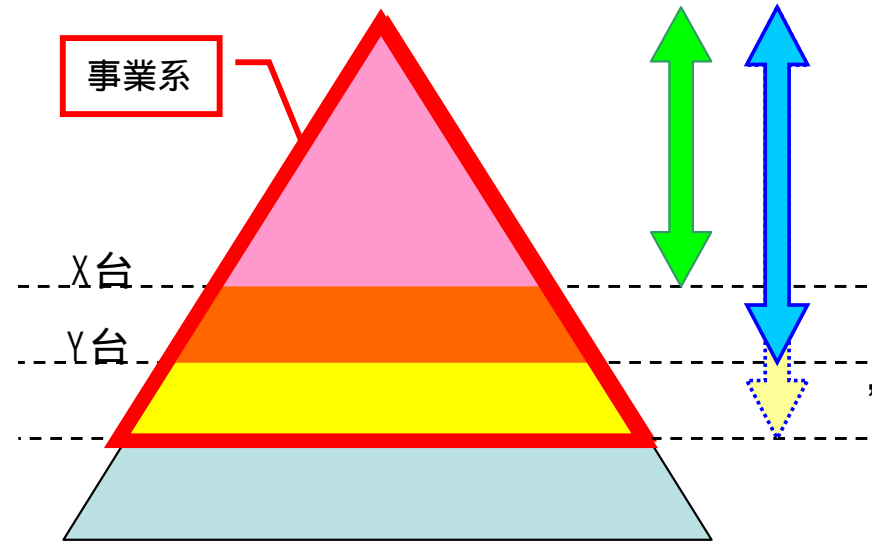


図 自動車タイプ別CO₂排出量割合



共通系

(1) 全ての車両運転者 → エコドライブの努力義務

(2) 車両使用者

- ・ X台以上保有する事業者: 低燃費車の導入率達成義務
- ・ Y台以上保有する事業者: CO₂排出削減計画の作成・報告義務

エコドライブ管理者の選任・届出義務

X: 生活環境保全条例に規定された低公害車の導入率達成義務と同程度を想定

Y: 生活環境保全条例に規定された事業者による計画の作成及び定期報告義務と同程度を想定

に満たない事業者が任意で の計画の作成・報告

事業系

(3) 荷主

- ・ 交通需要を発生させる一定規模以上の荷主を対象に環境配慮計画の作成・報告義務

→ (2)の対象にならない事業者及び県外登録車両への抑制効果

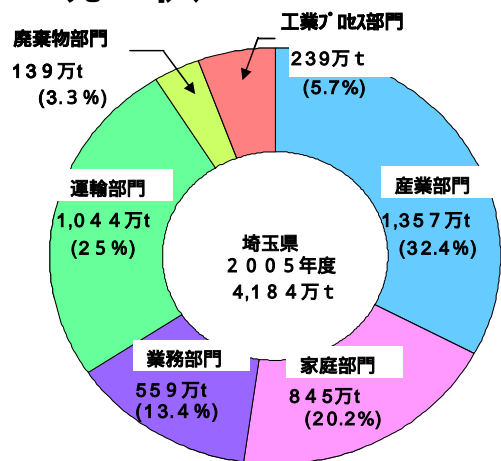
家庭系

(4) 大規模集客施設・大規模企業(マイカー通勤)

- ・ 一定規模以上の集客施設及び企業に対して、環境配慮計画の作成・報告義務

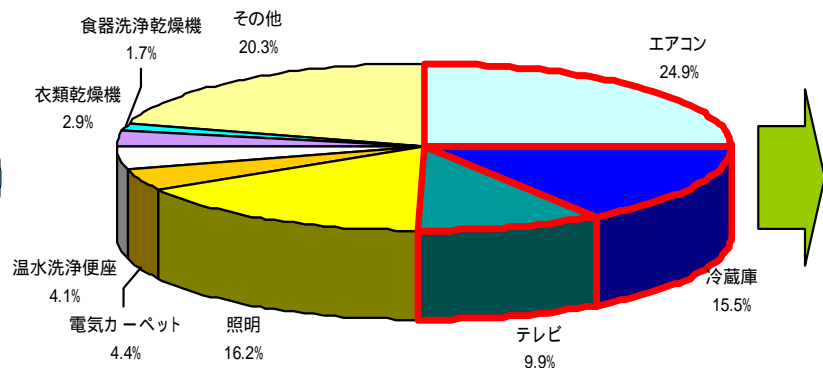
省エネ家電の普及

現状



温室効果ガスH17 (民生(家庭)部門)
県内排出量の20% 基準年比+40%

家庭における消費電力量の内訳



出典:電力需給の概要(2005年度想定)

必要性

省エネ商品購入へのインセンティブの付与

エアコン



冷蔵庫



テレビ



家電エネルギー消費量の50.3%

その他規則で定めるもの

対策概要

販売事業者対策

(一定規模以上の特定電気機器等販売)

【義務】省エネルギー性能の表示

見やすい場所に省エネ性能に関する情報を表示
現在は省エネ法に基づく努力義務



【義務】省エネマイスターの選任届出

省エネ性能について説明することを推進する者を選任届出

消費者(買主)対策

【努力】温室効果ガス排出量の少ない
電気機器等の使用



節電・省エネの励行